一　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（保存期間） 第二十八条　（略） 一～八　（略） 九　表示に関する登記の申請情報及びその添付情報　受付の日から三十年間（第二十条第三項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあっては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間） 十　権利に関する登記の申請情報及びその添付情報（申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。）　受付の日から三十年間（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあっては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間） 十一　職権表示登記等事件簿に記録された情報　立件の日から五年間 十二　職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報　立件の日から三十年間	（保存期間） 第二十八条　（同上） 一～八　（同上） 九　権利に関する登記の申請情報及びその添付情報（申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。）　受付の日から十年間 十　表示に関する登記の申請情報及びその添付情報　受付の日から五年間（表題部所有者若しくはその持分の更正の登記又は合体による登記等の申請情報及びその添付情報にあっては、受付の日から十年間） 十一　職権表示登記等事件簿及び職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報　立件の日から五年間 （新設）

十三　土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図（第二十条第三項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。）　永久（閉鎖したものにあっては、閉鎖した日から三十年間）

十四　地役権図面（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。）　閉鎖した日から三十年間

十五～十八（略）

（資格証明情報の省略）

第三十六条　令第七条第一項第一号の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号、第百九十三条第五項、第二百九条第一項第一号、第二百二十七条第四項、第二百三十八条第五項及び第二百四十三条第一項において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合

二　申請を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合

三　支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して登記の申請をする場合

十二　土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図（第二十条第三項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。）　永久（閉鎖したものにあっては、閉鎖した日から五年間）

十三　地役権図面（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。）　閉鎖した日から十年間

十四～十七　（同上）

（資格証明情報の省略）

第三十六条　令第七条第一項第一号の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。第百九十三条第五項、第二百九条第一項第一号、第二百二十七条第四項、第二百三十八条第五項及び第二百四十三条第一項において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合

（新設）

二　支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して登記の申請をする場合

2　令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合であって、次に掲げるときとする。

一　申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものであるとき。

二　申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所であるとき。

3・4　（略）

（電子証明書）

第四十三条　令第十四条の法務省令で定める電子証明書は、第四十七条第三号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。）が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行った場合にあっては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書を取得することができない場合に限る。

一～四　（略）

2　令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合であって、申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した以外のものであるときとする。

（新設）

3・4　（同上）

（電子証明書）

第四十三条　令第十四条の法務省令で定める電子証明書は、第四十七条第三号イからハまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。）が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行った場合にあっては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書を取得することができない場合に限る。

一～四　（同上）

2　（略）

（申請書等の文字）

第四十五条　（略）

2　前項の書面に記載した文字の訂正、加入又は削除をしたときは、訂正又は削除をした文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、かつ、訂正、加入若しくは削除をした文字の字数を欄外に記載し、その欄外の字数を記載した部分への押印又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分への押印をしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

（契印等）

第四十六条　（略）

2　前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上ある場合は、その一人がすれば足りる。ただし、登記権利者及び登記義務者が共同して登記の申請をするときは、登記権利者又はその代表者若しくはその代理人及び登記義務者又はその代表者若しくはその代理人の各一人がしなければならない。

3　（略）

（申請書に記名押印を要しない場合）

第四十七条　（略）

2　（同上）

（申請書等の文字）

第四十五条　（同上）

2　前項の書面に記載した文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をする文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、かつ、その字数を欄外に記載した部分又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分に押印しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

（契印等）

第四十六条　（同上）

2　前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上あるときは、その一人がすれば足りる。

3　（同上）

（申請書に記名押印を要しない場合）

第四十七条　（同上）

一　（略）

二　申請人又はその代表者若しくは代理人が署名した申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

三　申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合（前号に掲げる場合を除く。）

イ　（略）

（1）　当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記（担保権（根抵当権及び根質権を除く。）の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除く。）

（2）・（3）　（略）

（4）　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記

（5）　仮登記の抹消（法第百十条前段の規定により所有権に関する仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。）

（6）　（略）

ロ　（略）

ハ　所有権以外の権利の登記名義人であって、法第二十二条ただし書の規定により登記識別情報を提供するこ

一　（同上）

二　申請人又はその代表者若しくは代理人が署名した申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合（前号に掲げる場合を除く。）

三　申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合（前二号に掲げる場合を除く。）

イ　（同上）

（1）　当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記（担保権（根抵当権及び根質権を除く。）の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除き、信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記を含む。）

（2）・（3）　（同上）

（新設）

（4）　仮登記の抹消

（5）　（同上）

ロ　（同上）

ハ　所有権以外の権利の登記名義人であって、法第二十二条ただし書の規定により登記識別情報を提供するこ

となく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記を申請するもの

ニ　所有権以外の権利の登記名義人であって、法第二十二条ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記を申請するもの

ホ　法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けることとなる申請人

（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合）

第四十八条　（略）

一～三　（略）

四　申請人が前条第三号ホに掲げる者に該当する場合（同号イ（6）に掲げる者に該当する場合を除く。）

五　申請人が前条第三号イからニまでに掲げる者のいずれにも該当しない場合（前号に掲げる場合を除く。）

2　（略）

（委任状への記名押印等の特例）

第四十九条　（略）

一　（略）

二　申請人が第四十七条第三号イからホまでに掲げる者の

となく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記（信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記を含む。）を申請するもの

（新設）

ニ　法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けることとなる申請人

（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合）

第四十八条　（同上）

一～三　（同上）

四　申請人が前条第三号ニに掲げる者に該当する場合（同号イに掲げる者に該当する場合を除く。）

五　申請人が前条第三号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しない場合（前号に掲げる場合を除く。）

2　（同上）

（委任状への記名押印等の特例）

第四十九条　（同上）

一　（同上）

二　申請人が第四十七条第三号イからニまでに掲げる者の

いずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が委任状に署名した場合

三　（略）

2　（略）

（申請書に添付することができる磁気ディスク）

第五十二条　（略）

2　令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書は、第四十三条第一項又は第二項に規定する電子証明書であって法務大臣が定めるものとする。

（申請の受付）

第五十六条　（略）

2　（略）

3　受付番号は、一年ごとに更新するものとする。

4　（略）

一～三　（略）

四　第百十条第三項（第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第百十九条第二項、第百二十四条第八項（第百二十条第七項、第百二十六条第三項、第百三十四条第三項及び第百四十五条第一項において準用する

いずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が委任状に署名した場合

三　（同上）

2　（同上）

（申請書に添付することができる磁気ディスク）

第五十二条　（同上）

2　令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書は、第四十三条第一項若しくは第二項に規定する電子証明書であって法務大臣が定めるもの又は指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書とする。

（申請の受付）

第五十六条　（同上）

2　（同上）

3　受付番号は、一年ごとに更新するものとする。ただし、法務局又は地方法務局の長の許可を得て、一月ごとに更新することができる。

4　（同上）

一～三　（同上）

四　第百十条第三項、第百十九条第二項、第百二十四条第八項（第百二十条第七項、第百二十六条第三項、第百三十四条第三項及び第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第百五十九条第二項（同条第四項にお

場合を含む。）、第百五十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百六十八条第五項（第百七十条第三項において準用する場合を含む。）の通知があった場合

（資格者代理人による本人確認情報の提供）

第七十二条　（略）

一～三　（略）

2　（略）

一　運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、外国人登録証明書（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）、旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は運転経歴証明書（道路交通法第百四条の四に規定する運転経歴証明書をいう。）のうちいずれか一以上の提示を求める方法

二　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療

いて準用する場合を含む。）又は第百六十八条第五項（第百七十条第三項において準用する場合を含む。）の通知があった場合

（資格者代理人による本人確認情報の提供）

第七十二条　（同上）

一～三　（同上）

2　（同上）

一　運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、外国人登録証明書（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）又は旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）のうちいずれか一以上の提示を求める方法

二　国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険

若しくは介護保険の被保険者証、医療受給者証（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。）、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であって、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上の提示を求める方法

三　（略）

3　（略）

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第百九十三条　（略）

2～4　（略）

5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

の被保険者証、医療受給者証（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。）、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であって、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上の提示を求める方法

三　（同上）

3　（同上）

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第百九十三条　（同上）

2～4　（同上）

5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合は、この限りでない。

一　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合	（新設）
二　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合	（新設）
6　（略）	6　（同上）
（筆界特定添付情報） 第二百九条　（略）	（筆界特定添付情報） 第二百九条　（同上）
一　申請人が法人であるとき（筆界特定の申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所（第三十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定により法務大臣が指定した登記所をいう。以下同じ。）に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報	一　申請人が法人であるとき（筆界特定の申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所（第三十六条第一項及び第二項の規定により法務大臣が指定した登記所をいう。以下同じ。）に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合を除く。）は、当該法人の代表者の資格を証する情報
二～六　（略）	二～六　（同上）
2　（同上）	2　（同上）
（筆界特定手続記録の保存期間） 第二百三十五条　次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。	（筆界特定手続記録の保存期間） 第二百三十五条　次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　（略）	一　（同上）
二　筆界特定書以外の筆界特定手続記録に記載され、又は記録された情報　対象土地の所在地を管轄する登記所が第二百三十三条の規定により筆界特定手続記録の送付を受けた年の翌年から三十年間	二　筆界特定書以外の筆界特定手続記録に記載され、又は記録された情報　対象土地の所在地を管轄する登記所が第二百三十三条の規定により筆界特定手続記録の送付を受けた年の翌年から十年間
2・3　（略）	2・3　（同上）
（筆界特定書等の写しの交付の請求情報等）	（筆界特定書等の写しの交付の請求情報等）
第二百三十八条　（略）	第二百三十八条　（同上）
一～四　（略）	一～四　（同上）
2～4　（略）	2～4　（同上）
5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、特定登記所に該当しない場合は、この限りでない。
一　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、特定登記所以外のものである場合	（新設）
二　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合	（新設）
附則	附則
（未指定事務に係る旧登記簿）	（未指定事務に係る旧登記簿）

第四条　（略）	第四条　（同上）
5　第三条指定を受けていない事務において登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。	5　第三条指定を受けていない事務において登記用紙に登記官の識別記号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。

二　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二十二条　法人又ハ外国会社ノ代表者ガ抵当証券交付ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ申請ヲ受クベキ登記所ガ次ニ掲グル登記所ナルトキハ申請書ニ抵当証券法第三条第一項第五号ノ書面ヲ添附スルコトヲ要セズ	第二十二条　法人又ハ外国会社ノ代表者ガ抵当証券交付ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ申請ヲ受クベキ登記所ガ其ノ法人又ハ外国会社ノ登記ヲ受ケタル登記所ト同一ニシテ法務大臣ノ指定シタル登記所以外ノモノナルトキハ申請書ニ抵当証券法第三条第一項第五号ノ書面ヲ添附スルコトヲ要セズ
一　其ノ法人又ハ外国会社ノ登記（其ノ法人ニ付テハ其ノ法人ノ代表者ノ氏名及住所ヲ含ムモノニ限ル次号ニ於テ同ジ）ヲ受ケタル登記所ト同一ニシテ法務大臣ノ指定シタル登記所以外ノモノナルトキ	（新設）
二　其ノ法人又ハ外国会社ノ登記ヲ受ケタル登記所ト同一ナル登記所ニ準ズルモノトシテ法務大臣ノ指定シタル登記所ナルトキ	（新設）
2　（略）	2　（同上）
第二十三条　同一ノ登記所ニ対シ同時ニ数個ノ申請ヲ為ス	第二十三条　法人又ハ外国会社ノ登記ヲ受ケタル登記所ト

場合ニ於テハ抵当証券法第三条第一項第五号ノ書面ハ一個ノ申請書ノミニ一通ヲ添附スルヲ以テ足ル

2　（略）

抵当証券交付ノ申請ヲ受クベキ登記所ト異ナル場合又ハ其ノ申請ヲ受クベキ登記所ガ前条第一項ノ法務大臣ノ指定アルモノナル場合ト雖同時ニ数個ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ抵当証券法第三条第一項第五号ノ書面ハ一個ノ申請書ノミニ一通ヲ添附スルヲ以テ足ル

2　（同上）

三　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（謄本の交付又は登録簿等の閲覧の請求） 第十一条　（略） 2～4　（略） 5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　請求を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号及び第二十条において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものであ	（謄本の交付又は登録簿等の閲覧の請求） 第十一条　（同上） 2～4　（同上） 5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。第二十条において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合は、この限りでない。 （新設）

四　企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
る場合	
二　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合	（新設）
6　（略）	6　（同上）
（添付書類等）	（添付書類等）
第二十条　代理人によつて登録を申請する場合には、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	第二十条　代理人によつて登録を申請する場合には、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。ただし、法人又は外国会社の代表者がその法人又は外国会社の登記を受けた登記所であつて法務大臣の指定した登記所以外の登記所に登録を申請する場合には、この限りでない。
一　法人又は外国会社の代表者がその法人又は外国会社の登記を受けた登記所であつて法務大臣が指定した登記所以外の登記所に登録を申請する場合	（新設）
二　法人又は外国会社の代表者がその法人又は外国会社の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合	（新設）

（不動産登記規則の準用）

第十二条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条第十五号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（2）、（3）、（5）及び（6）を除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条第一項（第四号を除く。）及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第九十二条、第百四十六条、第百四十八条、第百五十条から第百五十五条まで、第百六十三条、第百六十四条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十九条第一項前段並びに第百九十二条の規定は、企業担保権に関する登記に準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中

（不動産登記規則の準用）

第十二条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条第十四号から第十六号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（2）から（5）までを除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条第一項（第四号を除く。）及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第九十二条、第百四十六条、第百五十条から第百五十五条まで、第百六十三条、第百六十四条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十九条第一項前段並びに第百九十二条の規定は、企業担保権に関する登記に準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 （略）	句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 （同上）	

五　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所有権に関する登記の申請等における添付情報の省略） 第二十一条　令第十三条第一項第四号ロ及びニの法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　申請を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号及び第四十五条第五項において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合 二　申請を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合 2　（略）	（所有権に関する登記の申請等における添付情報の省略） 第二十一条　令第十三条第一項第四号ロ及びニの法務省令で定める場合は、申請を受ける登記所が当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。第四十五条第五項において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合とする。 （新設） （新設） 2　（同上）

（登記簿の謄本の交付の請求方法等）

第四十五条　（略）

2～4　（略）

5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合

二　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合

6・7　（略）

（不動産登記規則の準用）

第四十九条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六

（登記簿の謄本の交付の請求方法等）

第四十五条　（同上）

2～4　（同上）

5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

6・7　（同上）

（不動産登記規則の準用）

第四十九条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第九号まで及び第十四号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第

六　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）

号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（6）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十二条まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十四条から第百八十八条まで、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第三十三条、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項、第百八十四条及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略）	八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（5）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十二条まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十四条から第百八十八条まで、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二条第一項、第三十三条、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項、第百八十四条及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （同上）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（登記簿の謄本の交付の請求方法等） 第三十六条　（略） 2～4　（略） 5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　請求を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合 二　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合 6・7　（略） （不動産登記規則の準用） 第四十条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十	（登記簿の謄本の交付の請求方法等） 第三十六条　（同上） 2～4　（同上） 5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合は、この限りでない。 （新設） （新設） 6・7　（同上） （不動産登記規則の準用） 第四十条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十

四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、同条第一項第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十三条、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、「

四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第九号まで及び第十四号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあっては、同条第一項第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十八条、第百七十九条、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十三条、第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、「登記記録

登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

七　建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（登記簿の謄本の交付の請求方法等） 第三十一条　（略） 2～4　（略） 5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　請求を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合 二　請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記	（登記簿の謄本の交付の請求方法等） 第三十一条　（同上） 2～4　（同上） 5　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合は、この限りでない。 （新設） （新設）

所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合	
6・7　（略）	
（不動産登記規則の準用） 第三十五条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（6）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十二条まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条から第百八十八条まで、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において	6・7　（同上）
（不動産登記規則の準用） 第三十五条　不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第九号まで及び第十四号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ（5）を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第百十条、第百四十六条、第百四十八条から第百五十五条まで、第百六十三条から第百六十六条まで、第百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第百六十八条（第一項を除く。）、第百六十九条（第一項を除く。）、第百七十条、第百七十五条、第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十八条から第百八十二条まで、第百八十三条第一項第二号及び第二項、第百八十五条から第百八十八条まで、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの	

、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。